**静岡市強度行動障がい者支援施設等サポート事業について**

１　事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉通所支援事業者、指定障害福祉施設入所支援事業者、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所支援事業者の登録事業者（以下「事業者」という。）において、強度行動障がい者（児）等を適切に支援できる職員の育成を図るとともに、施設に通所する強度行動障がい者等（児）者等の支援を行う家族や関係機関等に対して支援方法に関する助言の機会を設けるなどして、強度行動障がい者及びその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを行うことを目的とします。

２　強度行動障がい者等とは

　　　　当該事業で強度行動障がい者等とは、知的障がい、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）であって行動障がいにならないための予防的支援や早期対応を必要とする者（児）。

1. 目安

　　　　　　障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動

関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当

する心身の状態）である者、又はそれと同等と認められる者（児）

　　　　　　　　　※強度行動障がいとは

　　　　　　　　　　　　精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者であり、行動的に定義される群。この定義に加え、家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態（「行動障害児（者）研究会　1989年」）

３　事業の内容

　　事業は以下の３つで構成します。

（１）通所施設等サポート

　　　強度行動障がい者等を支援する指定障害福祉通所支援事業者、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、強度行動障がい者等の自宅または関係機関等に市に登録のあるアドバイザーを派遣。派遣が困難な場合は、電話、メール等により状況確認、支援を実施します。

1. 通所施設等サポートの申請者（以下「通所サポート申請者」という。）

ア　生活介護、就労継続支援Ｂ型等日中活動系サービス、放課後等デイサービス、児童発達支援等の事業者で、通所中または通所予定の強度行動障がい者等への支援についてアドバイスを求めたい事業者

　　　 イ　生活介護、就労継続支援Ｂ型等日中活動系サービス、放課後等デイサービス、児童発達支援等の事業者に通所中または通所予定の強度行動障がい者等への支援を行う家族または関係機関等

　　　　上記ア、イのどちらかから申請があった場合は、派遣先の同意を得た上で対象の強度行動障がい者等を支援する通所施設、家族、関係機関等にアドバイザーの派遣を行います。

1. アドバイザーについて

市に登録するアドバイザーは以下の研修を修了した者等とし、市が登録するアドバイザーの中からコーディネートします。

ア　国の「強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）」を修了した者

イ　都道府県の「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を修了した者

ウ　その他、ア、イに記載する研修と同等の研修を修了した者

エ　発達障害者地域支援マネジャーとして、障がい特性に沿った支援への助言、指導ができる者

オ　強度行動障害者支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等であって発達障害者地域支援マネジャーと同等と認める実績のある者

　カ　静岡市発達障害者支援センター職員

1. 通所施設等サポート内容

実践での指導、助言等により障がい特性を理解した適切な支援を行い支援スキルの向上を目指すため、以下に示す内容でサポートします。なお、具体的な支援内容、派遣時間等は、支援状況等により利用の決定を受けた通所サポート申請等、アドバイザー及び市と協議して決定します。

【主な支援内容等】

ア　強度行動障がい、自閉症スペクトラム等の障がい特性の理解と対応支援

イ　派遣の決定を受けた事業所に通所している強度行動障がい者等への支援に対するアセスメント、支援方法、環境調整等への助言、評価、検証

ウ　家族、関係機関等、および事業所担当者からの相談対応、支援への助言等

エ　派遣回数：支援を行う強度行動障がい者等１人あたり３～4回程度

1. 費用

静岡市内在住のアドバイザーを静岡市内に派遣する場合の謝金は交通費含め１回8,000円とし、その他の場合の派遣に係るアドバイザーへの謝金は、交通費含め、アドバイザーと市が協議の上決定し、予算の範囲内で市が負担します。

（２）入所施設サポート

　　　指定障害福祉施設入所支援事業者、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援事業者へは、市が依頼するコンサルタントを派遣。派遣が困難な場合は、電話、メール等によりコンサルテーションを実施。

1. 入所施設サポートの申請者

　　　　入所支援事業者において、受け入れている強度行動障害者等への支援について、生活や自立に向けた支援や入所施設環境についての指導、職員への研修等による支援力の向上を、コンサルタントからスーパーバイズを受けたい事業者（以下、「入所サポート申請者」という。）

1. コンサルタントについて

コンサルタントは、以下の要件を満たす者を市が選定し、当該事業のコンサルタントとして依頼した者とします。

ア　発達障害者地域支援マネジャーとして、障がい特性に沿った支援への助言、指導ができる者

イ　強度行動障害者支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等であって発達障害者地域支援マネジャーと同等と認める実績のある者

1. 入所施設サポート内容

コンサルタントにより、入所している強度行動障がい者への支援及び施設整備等について指導、助言等を行います。派遣時間等は、入所サポート申請者、コンサルタント、市と協議して決定します。

【主な支援内容等】

ア　強度行動障がい、自閉症スペクトラム等の障がい特性の理解と対応支援

イ　対象となる強度行動障がい者等への支援に対するアセスメント、支援方法等への助言、評価、検証

ウ　強度行動障がい者等への支援に必要な入所施設の環境についての助言、評価、検証等

エ　支援に必要な知識、技術についての研修

1. 費用

コンサルタントへの謝金は、交通費含め、コンサルタントと市が協議の上決定し、予算の範囲内で市が負担します。

（３）検証会

入所施設及び通所施設サポートにおける支援内容の紹介、事例検証、障がい特性への理解等市支援力の向上に役立てるため、事業者等に広く情報提供するため、検証会を実施します。